

令和元年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター 2Aクラブ室

3 出席委員

1番	小林	徳博	8番	倉持	純子
2番	井上	宗士	9番	秋山	啓治
3番	中村	隆一	10番	橋川	直泰
4番	原	淳利	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄
7番	野谷	茂			

4 欠席委員

5番 西山 聖二

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番 秋山 啓治 10番 橋川 直泰

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議 事

- 議案第14号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

それでは第10回の総会を開催したいと思います。

出席委員は11名です。西山委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

本年もよろしくお願いたします。現在、新型のウイルスが発生しておりますが、気候についても、世界的に各地で様々な事象が起きており、その中で農業経営をしていかなければならないということで、栽培にも影響が出るのが考えられるので、体に気を付けていただければと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、9番秋山委員、10番橘川委員、お願いたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いたします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。このたび、令和元年12月19日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあつせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を12月25日付で発行しております。

続きましてNO2になります。このたび、令和元年12月19日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあつせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を12月25日付で発行しております。

続きましてNO3になります。このたび、令和元年12月23日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあつせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を12月27日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いたします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いたします。

【事務局】

— 報告事項 2 朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図 1 をご覧ください。場所は、J R 東海道新幹線沿いに位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、駐車場敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 3 朗読 —

それでは説明いたします。

賃借人は、平成 24 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、合意解約に至ったため、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書」が提出されました。賃貸人及び賃借人につきましては、それぞれ相続が発生しており、双方の相続人による通知書の提出となっております。

解約の理由については、賃借人が今後耕作を続けられる見込みがなくなり、また、賃借人と同じ作物を栽培されている方が当該地を集積することで効率的な耕作を図れるため、関係者間で合意に至りました。

なお、新たな利用権の設定については、議案第 15 号でご審議いただきます。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 14 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第 14 号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第14号関係資料をご覧ください。

本議案につきましては、昨年10月に他県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを受け、11月28日に開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを踏まえ、当町農業委員会においても、その職務遂行にあたり、法令遵守の姿勢を明文化して取り組むために、申し合わせ決議として議案上程いたしました。

申し合わせ内容につきましては、資料のとおりとなっておりますので、読み上げにつきましては、割愛させていただきますが、これに沿って、今後の農業委員会活動を各々が行っていただくものとなっております。

なお、申し合わせ決議については、毎年度継続して実施し、二宮町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものいたします。以上でございます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第14号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、「原案のとおり決議する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決議する」ことといたします。

続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。本案件のNO5及び6は中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号NO1、2、3及び4朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及び2について、露木委員、お願いします。

【委員】

1月20日に一色地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の爲山及び片川に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,179㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO3及び4について、橘川委員、お願いします。

【委員】

1月20日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の若宮に位置する農用地区域の農地で、面積は1,723㎡です。

借受予定者が耕作する農地は適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO1、2、3及び4について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、NO1及び2について補足説明いたします。

議案第15号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11、12ページに添付しております。なお、当案件は、新規申請となっています。

当該地は、既にみかんが植えられており、借主は引き続きみかんを栽培する計画ですが、栽培方法は有機農法を予定しています。有機農法については、地権者の合意が得られております。また、みかん、その他果樹への補植及び改植について、地権者から認める旨の覚書が交わされております。

借主については、平成28年度に中井町において認定新規就農者として就農された方であり、借主が耕作する農地については、中井町農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われま

す。続きまして、NO3及4について補足説明いたします。

NO3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、13ページから16ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、17ページから22ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は23ページに、公図の写しは24ページに添付しております。なお、当案件は、新規申請となっております。

当該地については、平成24年から別の方が利用権設定を受け、オリーブを栽培しておりましたが、耕作ができなくなったことから合意解約された土地であり、本案件の借主が新たに中間管理機構を利用した利用権設定を行い、オリーブを栽培する利用目的となっております。そのため、既に一部オリーブが植栽されておりますが、地権者の承諾及び借主の負担による伐採・抜根、また、改植・補植を認める旨の覚書が交わされております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

NO1、2とNO3、4は、面積に大きな差はありませんが、借賃に差があります。借賃はどのように設定されているのでしょうか。

【事務局】

借賃につきましては、双方の合意により決定されておりますが、NO3、4につきましては、今回の利用権設定より以前に別の方が利用権設定しておりましたが、その際の借賃を参考に設定していると聞いております。

【委員】

貸す側にとっては、ある程度の収益があった方が励みにもあるのではないかと思います

が、借賃について指導はできるのでしょうか。

【事務局】

毎年、年間の平均的な農地賃借料を公表しており、平成30年は9,200円でした。借賃についてご相談があった場合は、参考として伝えておりますが、借賃の決定はあくまでも双方で決めていただくものとなっております。

【議長】

生育に係る立地条件も加味されるため、双方で相談し合っていると思います。その際には、平均的な農地賃借料を物差しにさせていただくのも良いと思います。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO1、2、3及び4について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

それでは、NO5及び6について議題といたしますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員に退席を求めます。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号NO5及び6朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO5及び6について、秋山委員、お願いします。

【委員】

1月20日に中里地区農業委員および事務局で、借受予定者立ち会いのもと対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の竹ノ下に位置する農用地区域の農地で、面積は519㎡です。

対象農地の周辺は、借受予定者が適切に耕作しており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われまます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO5及び6について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

NO5及び6について補足説明いたします。

議案第15号関係資料をご覧ください。NO5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、25ページから28ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO6については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、29ページから33ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は34ページに、公図の写しは35ページに添付しております。なお、当案件は、新規申請となっております。

利用目的は玉ねぎや人参といった露地野菜等を作付けする計画となっており、また、一般町民の方の農業体験の場としての活用も予定されております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われまます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO5及び6について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

それでは、中村委員の復席をお願いします。中村委員、ただいまの議案第15号NO5及び6については、「原案のとおり決定する」とされましたので報告いたします。

続きまして、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。小林委員、お願いします。

【委員】

1月20日に中里地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認しました。

対象農地は、中里の古芦原に位置する農地で、面積は330㎡です。

対象農地周辺は、譲受人が適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明いたします。

議案第16号関係資料をご覧ください。1ページが許可申請書です。一番下の3、所有権移転の理由としては、譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地6,357㎡及び借入地10,748㎡の計17,105㎡を耕作しています。4ページをご覧ください。申請地で「オリーブ」を作付するということです。また、農機具については、トラクター、耕うん機等を所有しております。5ページの農作業に従事する者ですが、譲受人、配偶者、譲受人の孫の3人が農作業に従事する他、雇用により労働力を確保するということです。6ページには、農作業の従事状況の見込み、7ページには周辺地域との関係が記載されています。8ページに申請地の位置図、9ページに案内図、10ページに公図、11ページに営農計画書を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっております、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」につきましては、譲受人の耕作地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については本人、配偶者らが従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の2,500㎡を超えています。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会